

資料－10 利用料金設定等の考え方

1. 総則

本施設における利用料金などの各種料金設定については、市が本施設の設置条例等（町田市スポーツ施設条例・同施行規則など市が定める条例等（以下「条例等」という。））で定める上限額の範囲内で、市の承認を得て事業者が定める。

事業者は、公の施設であることを踏まえ、市内既存スポーツ施設（町田市総合体育館、サン町田旭体育館）の料金体系を基本的に維持しつつ、自らが提供するサービス水準、近隣類似施設（公設・民設）などの状況を勘案し、利用料金等を提案することができる。ただし、本資料等に基づき、条例等を改正する予定としているため、当該規定の範囲内で提案することができるものとする。

本資料に定めのない施設等に係る利用料金については、条例等の規定を準用するものとするが、条例等にも定めのない場合は、事業者において利用料金を提案し、市との協議により決定するものとする。

なお、市では、「受益者負担の適正化に関する基本方針」（2019年2月改定）に基づき、受益者負担の適正化を目的とし、本事業期間中に、条例等の改正を行い、本施設及び市内既存スポーツ施設の利用料金等の変更を行う可能性がある。このように、条例等の改正に伴い利用料金等の変更が行われた場合、当該変更が事業者の収入に与える影響等を加味した上で、維持管理及び運営業務に係る対価の改定を行うことがある。なお、改定にあたっては、市・事業者間の協議を行うものとする。

2. 施設利用料金

条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。
利用料金の種別・上限額等は、以下のとおり予定している。

（1）専用利用

【本施設における専用利用料金の上限（スポーツに利用する場合かつ、入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合）】

諸室名	区分	上限額の考え方(利用単位:3時間)
メインアリーナ	全面	町田市総合体育館「メインアリーナ」及びサン町田旭体育館「アリーナ」と同様の㎡単価に、諸室面積を乗じた料金を上限とする。
	1/2	全面料金×1/2を上限とする。
サブアリーナ	全面	町田市総合体育館「小体育室」及びサン町田旭体育館「多目的室」と同様の料金を上限とする。
多目的室	1室	町田市総合体育館「第1・第2会議室」及びサン町田旭体育館「会議室」と同程度の㎡単価に、諸室面積を乗じた料金を上限とする。

※上表に規定する以外で、各施設を部分的に利用する場合の利用料金は、原則として全面を利用する場合の利用料金の金額を面積按分した金額とする。

※利用単位は原則として市内既存スポーツ施設同様3時間あたりとする。なお、利用単位を超え

て利用する場合の超過利用料金は、超過時間1時間（当該利用の前後の超過を各1回とし、1回ごとに1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。）につき、当該利用の利用単位の利用料金の1時間あたりの額の3割増相当額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

※平日・土、日、祝日、市内利用・市外利用は同一料金とする。

※障がい者専用利用の料金も上表のとおりとし、健常者による利用と同額とする。

※空調設備（冷暖房）使用料は上表の料金に含むものとし、別途徴収しないこと。

【<参考>町田市総合体育館及びサン町田旭体育館における専用利用料金（スポーツに利用する場合かつ、入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合）】

諸室 (本施設)	区分	利用料金(利用単位:3時間)	
		町田市総合体育館	サン町田旭体育館
メインアリーナ	全面	9,110円 (メインアリーナ2,400㎡)	4,810円 (アリーナ1,265㎡)
サブアリーナ	全面	1,880円 (小体育室)	1,880円 (多目的室)
多目的室	1室	520円 (第1・第2会議室 各65㎡)	1,040円 (会議室122㎡)

※2025年4月時点

(2) 専用利用における形態別料金倍率一覧

次に掲げる場合の利用料金については、以下の料金倍率を基に提案を行うこと。

区分	目的	入場料	料金倍率							
			1	3	4.5	6	20	37.5	45	52.5
A	スポーツ 利用	徴収なし	○							
B		1,000円以下		○						
C		1,000円超 3,000円未満			○					
D		3,000円以上				○				
E	その他の 事業等	徴収なし					○			
F		1,000円以下						○		
G		1,000円超 3,000円未満								○
H		3,000円以上								

※アリーナ及びサブアリーナは、利用目的及び入場料に応じた倍率を適用する。(A~H)

※多目的室は、利用目的は問わず、入場料のみに応じた倍率を適用する。(A~D)

※算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(3) 個人利用

諸室名	利用単位	上限額				備考
		大人	子ども	高齢者	障がい者	
メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室	1回	310円	100円	100円	100円	市内既存スポーツ施設の料金より設定
トレーニング室	3時間	310円		100円	100円	

※メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室における個人利用は、要求水準書で定める一般開放または公開指導を想定し、利用単位「1回」とは、一般開放または公開指導1単位とする。

※公開指導を受ける場合の利用料金は、利用料金の欄の額に100円を加算した額とする。

※「子ども」とは小学生及び中学生をいう。

※「高齢者」とは65歳以上の者をいう。

※「障がい者」とは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づく身体障害者手帳又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳等の交付を受けている者をいう。

※「大人」とはそれら以外の者で就学前の者を除いたものをいう。

3. 駐車場利用料金

条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。
利用料金の種別・上限額等は、以下とおおり予定している。

利用単位	上限額	備考
30分まで	無料	市内既存スポーツ施設の料金より設定
30分を超え2時間まで	100円	
2時間を超え9時間まで	上に掲げる金額に、2時間を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額	
9時間を超える場合	800円	

※条例等に基づき、障がい者が乗車している場合の利用料金は免除とし、その他市長が特に減免する必要があると認める場合の利用料金は減額または免除とする。

※国または地方公共団体その他公共団体が公務のために利用する自動車で市長が必要と認める場合、市が発注した工事または委託した事業に要する自動車で市長が必要と認める場合の利用料金は不徴収とする。

4. 附属設備利用料金

条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。
利用料金の種別・上限額等は、以下のとおおり予定している。

【本施設における附属設備利用料金の上限（スポーツに利用する場合かつ、入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合）】

設備名	区分	利用単位	上限額の考え方
照明設備(メインアリーナ全灯)	全面	3時間	町田市総合体育館「メインアリーナ」と同様の㎡単価に、諸室面積を乗じた料金を上限とする。
放送設備(メインアリーナ)	一式	1回	3,240円
得点表示設備(メインアリーナ)	一式	1回	12,570円
電源使用料	コンセント1口 (1kwまで)	1回	100円

※附属設備の利用単位「1回」とは、専用利用の許可を受けた時間とする。

※上表の照明設備の利用料金は全灯の場合とし、全灯未満の区分を設定することも可とする。(その場合は、条例等に定める金額を踏まえ提案すること。)

※スポーツ利用で入場料を徴収する場合、その他の事業等に利用する場合の利用料金は上表の2倍とする。

※バスケットゴール等の備品貸出に係る利用料金は原則無料とする。

【<参考>町田市総合体育館における附属設備利用料金(スポーツに利用する場合かつ、入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合)】

設備	区分	利用料金(利用単位:3時間)
照明設備(メインアリーナ全灯)	全面	11,310円(2,400㎡)

※2025年4月時点

5. スポーツ教室等の参加料の考え方

スポーツ教室や講座等の参加料や各種イベント等参加費などの料金設定は、事業者の提案とする。ただし、公共施設であることから、著しく高額となり、受講生・参加者にとって過重な負担とならないよう配慮すること。

6. 利用料金等の減免について

要求水準書で規定するとおりとする。